

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第134号	指定管理者の指定について(上越リゾートセンターくるみ家族園)	福祉課	1～3
議案第135号	指定管理者の指定について(浦川原生活支援ハウス)	高齢者支援課	4～6
議案第136号	指定管理者の指定について(頸城生活支援ハウス)		
議案第137号	指定管理者の指定について(板倉生活支援ハウス)		
議案第138号	指定管理者の指定について(名立生活支援ハウス)		
議案第102号	令和3年上越市一般会計補正予算(第5号)	高齢者支援課 ほか	7～8

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	福祉課

指定管理者の指定について（上越リゾートセンターくるみ家族園）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	株式会社メディカル&ケア
所在地	新潟県上越市東本町4丁目3番3号
設立年月日	平成19年4月11日
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品、医薬部外品、化粧品、工業薬品、農業薬品の販売 ② 処方箋調剤 ③ 医療用具、医療用機器その他医療用備品、消耗品等の販売 ④ 鍼灸接骨院の経営 ⑤ 食料品及び飲料の販売 ⑥ 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理 ⑦ 各種イベントの企画、構成に関する事業 ⑧ 温泉保養施設並びにその他の施設の管理及び運営 ほか
管理の実績	上越リゾートセンターくるみ家族園（上越市大字東中島）、 松ヶ峯温泉ひばり荘（上越市中郷区江口）

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

現指定管理者である「株式会社メディカル&ケア」1社が公募に応じ、上越市福祉部指定管理者選定委員会において総合評価の結果、適切であると評価したことから、引き続き指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>1 管理運営の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「温浴利用型の健康増進施設」として、利用者の健康維持・増進を図る。 (2) レクリエーション等を通じて幅広い年代の利用者が交流できる施設を目指す。 (3) 日常的な衛生対策を徹底し、安心・安全で快適に過ごせる環境を提供する。

2 利用促進を図るための具体的な方策等					
(1) 季節のイベント湯（薬草湯、菖蒲湯、ゆず湯等）や健康体操教室等の開催					
(2) 要望に応じて高齢者や体の不自由な人、移動手段がない人、高齢者施設、障害者施設入所者向け送迎サービスの提供					
(3) 鍼灸接骨院の運営					
(4) 食堂の運営、物品販売					
3 目標とする施設利用者数					(単位：人)
区 分	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
年間利用者数	55,500	56,600	58,750	60,900	63,050

2 上越市福祉部指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
学識経験者	平澤 則子	新潟県立看護大学 副学長
	佐藤 崇	新潟県上越地域振興局 健康福祉環境部 生活衛生課長
経営精通者	岡田 政彦	上越商工会議所 中小企業相談所長
財務精通者	小林 富佐夫	税理士
施設利用者の代表	室岡 由美子	北諏訪区地域協議会 委員
市職員	笠原 浩史	上越市福祉部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内 容	出席委員
11月4日（木）	選定基準の確認、書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	5人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- (ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について評価する総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、全ての委員が適切であると評価

【委員会の主な意見】

- ・現状でも館内を常に清潔な状態に保っている。また、浴槽水の管理として塩素濃度測定を県基準（1日1回）よりも高頻度（2時間おきに1回）で実施している点など、衛生面において高く評価できる。
- ・利用促進に向けて健康体操教室等に取り組み、実績もある。また、自主事業である鍼灸接骨院の取組と実績は評価できる。
- ・高齢者層が利用者の多くを占めているが、子ども連れの家族層などからも利用してもらえるような取組や積極的な情報発信を期待する。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	93,875
② 今回の指定期間の指定管理料（年額）	18,775
③ 前回の指定期間の指定管理料（年額）	11,038
④ 指定管理料の増減額 (②－③)	7,737

(2) 主な増減理由

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、収入の減を見込んだことによる増
- ・安全管理を向上させるため、人員配置を見直したことによる増

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第135号 議案第136号 議案第137号 議案第138号
提出課	高齢者支援課

指定管理者の指定について（浦川原生活支援ハウス・頸城生活支援ハウス・板倉生活支援ハウス・名立生活支援ハウス）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
所在地	上越市木田新田1丁目1番3号
設立年月日	昭和43年4月23日
設立目的	上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
団体の事業	① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ④ 公益を目的とする事業（生活支援ハウスの管理経営事業）ほか

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

利用者が安全で安心して暮らせるためには、専門的な知識と経験に加え、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が必要であるため、実績のある社会福祉法人上越市社会福祉協議会を随意に指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>1 管理運営の方針</p> <p>(1) 入居者の生活の質の向上に努め、健康や身体機能の維持、介護予防、生きがいづくり、地域交流等に努め、入居者が安全に安心して生活できるよう支援する。</p> <p>(2) 地域と交流を図りながら、併設するデイサービスセンター等と併せ地域一体型の拠点施設として、在宅での生活により近い環境を目指す。</p> <p>(3) 入居者や家族、地域の意見を十分に反映できるよう、ニーズ把握に努め、入居者本位の運営を目指す。</p> <p>2 特記事項</p> <p>(1) 地域交流事業や生きがい活動、また介護予防事業（機能訓練、転倒骨折予</p>
--

防体操、栄養指導、口腔ケア)に積極的に取り組み、サービスの向上に努める。

(2) 法人全体の一体的な運営や、施設の勤務形態による連携協力を図ることにより、人員配置の効率化を図り、人件費の抑制に努める。

(3) 市や地域包括支援センターと常に連携を図り、地域の状況把握に努めるとともに、入居状況等を情報提供することにより、施設の利用促進を図る。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について評価する総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、適切であると評価し候補者として決定した。

3 債務負担行為の設定

【浦川原生活支援ハウス】

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	48,310
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	9,662
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	7,672
④ 指定管理料の増減額 (②－③)	1,990

(2) 主な増減理由

職員の人件費の増、光熱水費・修繕料の増

【頸城生活支援ハウス】

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	50,730
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	10,146
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	8,809
④ 指定管理料の増減額 (②－③)	1,337

(2) 主な増減理由

職員の人件費の増、光熱水費・修繕料の増

【板倉生活支援ハウス】

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	38,290
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	7,658
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	5,461
④ 指定管理料の増減額 (②－③)	2,197

(2) 主な増減理由

職員の人件費の増、光熱水費・修繕料の増

【名立生活支援ハウス】

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	64,350
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	12,870
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	13,182
④ 指定管理料の増減額 (②－③)	△312

(2) 主な増減理由

入居者数の減に伴う職員配置の見直しによる人件費の減

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	高齢者支援課

歳出科目 (P146～P149)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉施設建設事業	65,422	1,870	67,292

主な補正財源		主な経費	
県支出金	1,870	負担金補助及び交付金	1,870

【補正理由】

県の新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費補助金の内示を受けた介護保険施設が実施する環境整備に係る補助金を増額するもの

【補正内容】

新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費補助金 (県 10/10)

施設種別	事業所 (事業者)	位置	事業内容	交付額
認知症対応型共同生活介護	グループホームえがお (株スマイル)	中郷区八斗蒔 32-1	2方向から出入りできる家族面会室の整備	1,870

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費補助金	0	1,870	1,870

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金		65,031	1,870	66,901

提出課	地域医療推進室
-----	---------

歳出科目 (P148～P149)	4款1項7目	休日・夜間診療所費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
休日・夜間診療所管理運営費	126,781	1,576	128,357

主な補正財源		主な経費	
県支出金	1,576	負担金補助及び交付金	1,576

【補正理由】

県の医療施設等設備整備費補助金の内示を受けた病院が実施する解析付心電計の更新に係る補助金を増額するもの

【補正内容】

新潟県医療施設等設備整備費補助金の交付見込み (県 2/3)

区分	事業所 (事業者)	位置	事業内容	交付額
病院群輪番制 病院	独立行政法人労働者健康安全機構 新潟労災病院	東雲町 1-7-12	解析付心電計 の更新	1,576

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
県支出金	0	1,576	1,576

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及 び交付金	25,312	1,576	26,888